

一時保護所職員 個別到達目標案

		初級者	中級者	上級者	
				SVとして	管理者として
目指す職員像		一時保護に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別に関わるための知識・技術・態度を概ね身に付けている	児童福祉に関する制度や法律等の基本的枠組みについて概ね理解しており、子どもの状態や境遇に応じて個別に関わるための知識・技術・態度を確実に身に付けている	より困難なケースに対応できる能力を備えるとともに、入所児童全般に対する支援のみならず、職員への適切な助言・指導、管理者業務の補佐、組織内の他職種との連携を促進する調整力や指導力を身に付けている	施設運営や事務手続、他部門との連携促進、人員マネジメントを行う企画調整力を身に付けている
一時保護所業務の基本的理解	法的根拠	<ol style="list-style-type: none"> 児童福祉の理念について理解している（児福法第1条） 全ての国民は、子どもがその意見を尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう努めなければならないことを理解している（児福法第2条） 児童相談所の設置根拠を理解している（児福法第12条） 一時保護所の設置根拠を理解している（児福法第12条の4） 一時保護業務の法的根拠を理解している（児福法第33条） 一時保護継続に係る法的根拠を理解している（児福法第33条第3項～第7項） 親権者の意に反しての入所措置に関する法的根拠を理解している。（児福法第28条第1項） 	<ol style="list-style-type: none"> 児童福祉における国及び地方公共団体の責務について理解している（児福法第3条の2） 児童福祉に係る国の役割について理解している（児福法第3条の3第3項） 児童福祉に係る都道府県の役割について理解している（児福法第3条の3第2項） 児童福祉に係る都道府県の業務について理解している（児福法第11条第1項各号） 児童福祉に係る市町村の役割について理解している（児福法第3条の3第1項） 児童福祉に係る市町村の業務について理解している（児福法第10条第1項各号） 	<ol style="list-style-type: none"> 「親権」の基本的内容・基本的性格を理解している 不適切な親権の行使に対しては国家や社会の介入がなされなければならないことを理解している 保護者・親権者・監護者の違いについて理解している 	<ol style="list-style-type: none"> 親権行使への介入（親権喪失・親権停止）に係る要件・効果について理解している 親権者等のない一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限について理解している（児福法第33条の2第1項） 親権者等のある一時保護中の子どもに対する児童相談所長の権限について理解している（児福法第33条の2第2項） 一時保護状請求の手続きに係る根拠を理解している（（改正後）児福法33条第3項～第11項） 子どもに関する面会、電話、文書等への対応に係る児童相談所長の権限について理解している（児童虐待防止法第12条、第12条の2第1項、第12条の4等）
	児童相談所業務全般の理解	<ol style="list-style-type: none"> 児童相談所における相談援助活動の目的・体系について理解している 児童相談所が取り扱う相談の種類とその主な内容について理解している 児童相談所が連携を取るべき機関と主な連携事項について理解している 児童相談所の各部門・各職員の業務内容について理解している 受理会議・判定会議・援助方針会議それぞれの目的について理解している 各種診断の内容や目的について理解している 	<ol style="list-style-type: none"> 児童相談所における相談援助活動の目的・体系について説明することができる 児童相談所が取り扱う相談の種類とその主な内容について説明することができる 児童相談所が連携を撮るべき機関と主な連携事項について説明することができる 児童相談所の各部門・各職員の業務内容について説明することができる 受理会議・判定会議・援助方針会議それぞれの目的について説明することができる 各種診断の内容や目的について説明することができる 	—	—

一時保護業務全般の理解	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護の目的・性格について説明することができる 2. 一時保護を実施する主体の種類について説明することができる 3. 委託一時保護について説明することができる 4. 一時保護中の子どもの生活支援における留意点について説明することができる 5. 被措置児童等虐待に該当する行為の類型を説明することができる（児福法第 33 条の 10） 6. 被措置児童等虐待防止に努めることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急保護・アセスメントのための一時保護を行う必要がある場合について説明することができる 2. 緊急保護・アセスメントのための一時保護を行う際の留意点について説明することができる 3. 業務上関係し得る児童福祉施設の種別を説明することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「アセスメント」、「診断」、「判定」の関係について説明できる 2. 国や自治体の児童福祉施策の動向を踏まえて一時保護業務の改善を検討することができる 3. 被措置児童等虐待防止のための啓発・指導を行うことができる 4. 被措置児童虐待の対応における留意点を理解し、被措置児童等虐待対応ガイドラインに則り対応することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護は行政処分であり、保護者等は行政不服審査法第 2 条に基づき不服申立てを行うことができることを理解している 2. 行政不服審査法第 82 条第 2 項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申し立てしたい旨の申し出があった場合には、不服申し立ての方法等について教示しなければならないことを理解している
行動観察	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行動観察を行う意義について説明することができる 2. 行動観察記録の書き方、留意点について理解している 3. 概ねスムーズに行動観察記録を作成することができる 4. 行動観察を通じ、子どもの支援課題を認識・整理することができる 5. 他の職員が作成する行動観察記録を参考にし、自身の記録の作り方、行動観察の行い方についての気づきを得るように努めている 6. 子どもの行動の意味・目的に気づくことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生育歴、支援方針を踏まえて行動観察を行うことができる 2. 行動評価の指標（SDQ, CBCL/4-18 等）を踏まえた行動観察を行うことができる 3. 行動観察記録からその子どもの心理状態や発達特性、背景情報を類推することができる 4. 行動観察記録から、子どもの退所後の生活をも見据えたケア・指導を提案することができる 5. スムーズに行動観察記録を作成することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行動観察記録の添削ができる 2. 行動評価の指標（SDQ, CBCL/4-18 等）を踏まえた上で、行動観察の視点・方法について職員に指導ができる 3. 子どもの行動から背景情報を類推し、その背景等が子どもに与えている影響についての所見を記録に付記することができる。 4. ケア・指導を行った結果子どもに表れた影響についての所見を記録に付記することができる 5. 行動観察記録を踏まえて、より効果的なケア・指導の方法を検討・提案することができる 6. 定期的に行動観察会議を主催し、援助指針を定めるために必要な行動観察ができていないか、助言指導をすることができる 	—
一時保護に係る行政手続	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護の決定権者を説明することができる 2. 一時保護開始の手続の流れを説明することができる 3. 一時保護解除時の手続の流れを説明することができる 4. 一時保護中の子どもの所持物の保管、返還を適切に行うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護の継続が必要と認められる場合について説明することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護継続の必要性の判断に関して子どもの意向や状態を踏まえて児童福祉司等からの相談に応じることができる。 2. 一時保護の解除のタイミングに関して子どもの意向や状態を踏まえて児童福祉司等からの相談に応じることができる 3. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応に関して児童福祉司からの相談に応じることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者等による記録の閲覧謄写（開示請求）に適切に対応できる

	<p>子どもの権利擁護</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの権利について子どもに説明することができる 2. 子どもに関するすべての措置を取るにあたっては子どもの最善の利益が優先されなければならないことを理解している 3. 一時保護所における子どもの権利保障と安全保障との優先順位のバランス感覚を身に付けている 4. 子どもの権利保障に関する問題が起きている状況に気づくことができる 5. アドボカシーの概要を説明することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護所における子どもの権利保障とその限界について子どもに説明することができる 2. 子どもの権利保障に関する問題が起きている状況に対応することができる 3. 子どもの年齢及び成熟度を踏まえたうえで子どもの意見を聞くことができる。 4. 子どもの最善の利益の優先の観点から、必要があれば、上司・後輩に子どもに対する措置について意見することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護所における子どもの権利保障の方法及び子どもの権利保障と子どもの安全保障とを比較考慮した際のそれぞれの優先順位について職員に説明することができる 2. 子どもの権利保障に関する問題が起きている状況について、対応方法を職員に助言することができる 3. 入所児童が自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援するための工夫の立案・改善をすることができる。 	
	<p>職員倫理・行動規範</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの権利を尊重し、専門性をもって最良の業務をすることができる 2. 子どもとの信頼関係を大切にすることができる 3. 業務上知り得た子どもやその関係者の個人情報や相談内容、プライバシーについて、適切に取り扱うことができる 4. 子どもや専門職としての立場を利己的に利用してない 5. 最良の業務の遂行のために専門性の向上に努めることができる 6. 一時保護所及び一時保護所職員の信用失墜となる行為をしない 7. 子どもが示す問題に見て見ぬふりをせず、粘り強くケアに努めることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織としての業務の質の維持・向上のための啓発・環境づくりに努めることができる 2. 一時保護所及び一時保護所の信用失墜につながり得る行為を防止するための働きかけを行うことができる 3. SVとしての機能を積極的に活用し、職員の専門性向上への寄与に努めることができる 4. 最良の業務の遂行のために、相談部門等との連携促進に努めることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 組織の規律維持に努めることができる 2. 一時保護所及び一時保護所の信用失墜につながり得る行為が認められた場合、それらが迅速かつ適切に解消できるよう対応することができる 3. 子どもの健康及び発達のための施設環境の整備に努めることができる 4. 健全・公正な組織・施設運営の実現に努めることができる 5. 最良の業務の遂行のために、関係機関との連携促進に努めることができる 	
<p>基本的な支援内容</p>	<p>子どもとの関わり方について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケアに効果的な関わり方（解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり）を検討し、実践することができる 2. 職員と子どもの関わりによって、子どもに与えた影響を読み取ることができる 3. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その内容や子どもに与える影響、背景にある一時保護所の特性を理解している 4. 対応困難場面においても、冷静に支援にあたるることができる 5. 子どもの非言語的な表現から、子どもの思いを言語化することができる 6. 子どもの問題行動から、その意味や目的、子どもの思考・感情に気づくことができる 7. 子どもの問題行動の背景要因について検討す 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケアに効果的な関わり方について、子どもの状態や場面に応じて使い分けることができる 2. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その予防と対策に努めている 3. 対応困難場面においても、子どもの支援ニーズを汲み取り、適切に対応することができる 4. 子どもの思いを言語化し、子どもに適切な自己表現を促すことができる 5. 子どもの問題行動に対する基本的な対応法を理解している 6. 子どもの問題行動からその意味や目的、子どもの思考・感情を読み取り、代替的な行動を提案することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケアに効果的な関わり方（解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり）について、子どもの状態や場面に応じて使い分ける方法を職員に助言することができる 2. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その予防と対策を職員に助言することができる 3. 対応困難場面での支援方針について職員に提案することができる 4. 子ども自身の強みを活用しながら、子どもに適切な自己表現を促すことができる 5. 子どもの問題行動を減らし、適切な行動を増やす方法を職員に提案することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ケアに効果的な関わり方（解決的な関わり、援助的な関わり、受容的な関わり、教育的な関わり、成長促進的な関わり）について、職員の技術向上の機会に努めている 2. 子どもの不適応を引き起こす2つの関わり方（強制的な関わり、回避的な関わり）について、その予防と対策につとめた職場づくりを行っている 3. エンパワメントにつながる支援を職員に提言することができる 4. 問題行動が見られる子どもへの基本的な支援方針を職員に提言することができる

		ることができる			
	子どもの成長・発達	<ol style="list-style-type: none"> 各成長・発達段階での発達上の特性・発達課題について説明することができる 入所児童の発達過程を支援する観点から、一時保護所が果たすべき機能を理解している 	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの成長・発達状態に鑑みて子どもと適切にコミュニケーションをとることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの成長・発達状態に鑑みた子どもとのコミュニケーションの取り方や支援方針について職員に提案することができる 	—
	学習・遊び・保育	<ol style="list-style-type: none"> 「遊び」がもたらす教育的効果や発達への影響について説明することができる 子どもの発達状況・性格を考慮して、レクリエーション等において子どもを支援することができる 子どもの発達状況・性格も踏まえながら、子どもの学力・学習習慣・学習姿勢のアセスメントができる 肯定的な声かけをし、子どもがモチベーションと達成感を得られるように努めている 	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの発達状況を考慮してレクリエーションを企画することができる 子どもの発達状況と学力を考慮して学習支援を行うことができる 子どもの情緒的発達・社会性の発達を踏まえて、子どもの生活における自律や達成感の獲得の支援を行うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 学習支援に関して、子どもの個性や学力状況、発達状況に鑑みて、当該子どもの在籍校との連携の必要性や、連携の仕方に関して児童福祉司等と相談し、検討することができる 一時保護が長期化している子どもについて、児童福祉司等と相談し、都道府県又は市町村との連携協力による就学機会の確保に努めることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 入所している子どもの年齢等を考慮し、スポーツ活動備品やゲーム等の室内遊戯備品等の充実と整備を定期的に行うことができる。
	子どもの事故防止（安全確保）	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じて必要な安全配慮について理解している 危険予知ができる 子どもの症状や状態に応じて適切な応急・救急対応をするための知識や手法を理解している 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の対応ができる ヒヤリハット・インシデント報告をすることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 左記の各種応急手当てについて指導することができる 事故発生時の初動対応を主導することができる。 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の対応ができる 	<ol style="list-style-type: none"> 子どもの身体的発達、認知・知覚の発達を考慮した、安全な施設環境の検討・見直しをすることができる 事故発生後の原因究明を主導することができる。 再発防止策の検討・適用をすることができる 職員の安全教育を実施することができる 事故の3形態のモデル（ドミノモデル、機能共鳴型モデル、疫学的モデル）について理解している 組織の安全文化・安全態度について配慮し、現場のトラブルやヒヤリハットを報告しやすい風土を作り、適切な安全施策を講じていくことができる環境の構築に努めることができる 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の判断・対応ができる 	<ol style="list-style-type: none"> 事故発生後の原因究明を主導することができる。 再発防止策の検討・適用をすることができる 職員の安全教育を実施することができる 事故の3形態のモデル（ドミノモデル、機能共鳴型モデル、疫学的モデル）について理解している 組織の安全文化・安全態度について配慮し、現場のトラブルやヒヤリハットを報告しやすい風土を作り、適切な安全施策を講じていくことができる環境の構築に努めることができる 事故に関するあらゆる対外的報告・調整を主導することができる ヒューマンエラーが起きる背後要因（生理的要素・心理的要素等）について理解し、適切な業務管理を行うことができる 子どもの症状や状態に応じて適切な医療の要請等の判断・対応をすることができる
子どもへのケア・アセスメント	児童虐待	<ol style="list-style-type: none"> 虐待の定義を説明することができる 虐待の類型を説明することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 虐待の子どもへの影響の概要を理解している 虐待を受けた子ども特有の問題行動の例を理解している（A-CBCL） 	—	—

愛着	<ol style="list-style-type: none"> 1. 愛着（アタッチメント）について理解している 2. 愛着スタイル（愛着モデル）の4類型について理解している 3. 愛着障害の特徴を理解している 4. 試し行動に冷静に対応することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 愛着形成に課題のある子どもの成長の様子について理解している 2. 子どもの生育歴や行動観察結果から愛着モデルを類推することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの生育歴や行動観察結果から愛着モデルを類推し、その類推結果から子どもとの関わり方やエンパワメントの仕方について見立てを立てることができる 	—
発達障害	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達障害の概要について理解している 2. 発達障害の二次障害について理解している 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発達障害の各障害の特徴・症状について理解し、それぞれの障害の特徴にあった支援方法を検討することができる 	—	—
いじめ	<ol style="list-style-type: none"> 1. いじめの定義を説明することができる 2. 暴力の種類を説明することができる 3. いじめのサイン・暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴について理解している 4. いじめの発生に気づくことができる。 5. 先輩職員の指示に従って子どものいじめへの対応ができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. いじめの4層構造を理解し、いじめが起きてしまった場合に加害者・観衆・被害者・傍観者それぞれに対して対応することができる 2. 被害者の心情に寄り添うことができる 3. 暴力行為の制止ができる 4. いじめ発生後の事後処理（事情聴取）を適切に行うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. いじめ加害者・被害者それぞれの支援方法・指導方法の検討を行うことができる 2. いじめ再発防止策の検討を行うことができる 	—
非行児童について	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「非行」について理解している 2. 非行児童の性格の傾向について理解している 3. 非行（犯行）深度理論について理解している 4. 非行と社会的絆との関係性について理解している 5. 反社会的態度が形成されるケースについて理解している 6. 触法少年・虞犯少年の家庭裁判所送致の流れについて理解している 	—	—	—
無断外出対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無断外出がなぜよくないのか子どもに説明することができる 2. 無断外出の動機の類型を説明することができる 3. 無断外出が発生した場合の初動対応を担うことができる 4. 無断外出から戻ってきた子どもへの適切な支援を行うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無断外出発生時の対応の流れについて理解しており、そのほとんどを主導することができる 2. 無断外出の予兆に気づくことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無断外出の原因を検証の上対応策を講じ、再発防止に努めることができる 2. 無断外出の発生予防策について、子どもの権利擁護と比較考量の上、検討することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 無断外出発生に備えて緊急連絡網を整備することができる 2. 所轄の警察署等との関係構築を相談部門等とも協力して行うことができる

性的問題 対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 性的問題行動・性加害を起こす子どもの背景要因について理解している 2. プライベートパーツのルール、人との距離感、人との身体接触のルールを教えることができる（子どもとの適切な身体的距離を採ることができる） 3. 性的問題行動と疑われる行動を認知した際、冷静な態度をとることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正常な発達過程に見られる性的行動のケースか、性的問題行動のケースか判断することができる 2. 子どもとの適切な心理的距離をとることができる。 3. 一時保護所職員による聞き取り調査について主導することができる 4. 事後処理のほとんどを主導することができる 5. 被害児童と適切に接することができる 6. 事後報告書の作成ができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 加害児童に対する治療的対応方針について児童心理司等からの相談に応じることができる 	—
自傷・他害 問題対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自傷・他害の発生メカニズムを理解している 2. 自傷を見つけたときのNG行動をしない 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自傷に置き換え可能な方法について理解し、子ども特性と成熟度に応じてそれらの方法について適切に指導することができる 2. 医療の必要性を適切に判断し、適切な専門機関につなげるための調整を行うことができる 	—	—
トラウマ	<ol style="list-style-type: none"> 1. トラウマ体験によって現れる症状（再体験、回避症状、認知・気分変化、過覚醒症状）の内容について説明することができる 2. トラウマへのアプローチの方法を理解している 3. トラウマインフォームの際の基本的な姿勢を持つことができている 	—	—	—
一時保護決定から一時 保護解除までのケア	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもに一時保護所の説明をすることができる 2. 入所に際して不安や緊張を取り除く態度や言葉遣いができる。 3. 一時保護中のケアとして実施する事項の概要を理解しており、先輩職員の指示のもと、各事項を適切に行うことができる 4. 「日課」を設定することの意義を説明することができる 5. 子どもの、生活への一つ一つへの反応などを通じて、子どもの背景を考える習慣がついている 6. 家庭復帰後や施設入所後の、SOSの出し方について子どもに教えることができる 7. 家庭復帰や施設入所に向けての不安や緊張を取り除く態度や言葉遣いができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもとの会話や様子から、その時点で子どもがどのような不安・怒りを感じているか推察することができる 2. 子どもに対して権利教育を行うことができる 3. 家庭復帰等に関する子どもの意見・感情を汲み取り、代弁することができる。 4. アセスメント結果を子どもに共有したうえで支援に結び付けることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもと家族との面会の実施可否について児童福祉司等からの相談に応じることができる 2. 必要に応じ、里親・施設等の措置先の職員が子どもの元へ訪問することや、子どもが入所予定先を訪問することについての相談部門からの相談に応じることができる 	—

	そのほか特別な配慮が必要な子どものケア	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害をもった子どもや文化・慣習等が異なる子ども、LGBT 等性的指向又は性自認に配慮が必要な子どもへの対応を適切に行うことができる 2. 共同面接・司法面接を控えている子どもへのケアを適切に行うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療的ケアを必要とする子どもへの対応を適切に行うことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 刑事告訴・告発を伴う際、子どもについての配慮を警察・検察に求めることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重大事件触法少年に関するメディア対応を適切に行うことができる
自身のケア・組織づくり	二次受傷防止	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童指導員等が遭遇する様々な危機（共依存・逆転移・多重関係・二次的外傷性ストレス）の概要、影響、対策について理解している 2. 子どものトラウマに触れることによる影響について理解している 3. 自分なりのストレスコントロールの方法を身に付けている 4. 仕事を抱え込むことなく、必要に応じて先輩職員に助力を請うことができる 5. 日ごろから心身の健康の増進に努めることができている 6. 自身の心身の状態が専門的な判断や業務遂行にどのように影響し得るかを理解している 7. 怒りを収める対処療法を知っている 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後輩職員の心身の様子に気を配り、必要に応じてケアすることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の心身の様子を踏まえ、必要に応じて職員配置の変更、業務量の調整を行うことができる 2. 二次受傷防止に係るアドバイスを後輩職員に行うことができる 	
	職員間のコミュニケーション/チームビルディング	<ol style="list-style-type: none"> 1. 簡潔かつ要点を押さえた口頭での業務連絡・報告ができる 2. 臆することなく先輩に質問することができる 3. 子どもが職員間の不信感をあおるような言動をとることがあり得ることを知っている 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後輩職員に対し、簡潔・明確な指示を行うことができる 2. 子どもの権利擁護の観点から疑義が生じた場合、後輩先輩問わず主張することができる 3. 後輩に対しても受容的・共感的かつ教育的態度で接することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職員間で互いに遠慮なくものを言える雰囲気づくりを率先して行うことができる 2. 子どものケアと指導はチームで取り組むものであるとの意識を職場に浸透させることができる 	
	自己評価と資質向上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一時保護所における子ども支援の全体像を把握し、自分自身の業務への理解度や支援スキルの習熟度を客観的に把握することができる 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 自分自身の業務への理解度や支援スキルの習熟度を客観的に把握し、それらの向上に努めることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもとの接し方等に関して学論等から最新知見アップデートに努め、SVに反映することができる 2. 各職員の業務への理解度や支援スキルの習熟度の把握に努め、支援を要する職員に対して適切な助言をすることができる 3. 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各職員の業務への理解度や支援スキルの習熟度の把握に努め、各職員がそれらの向上を目的としたSVを受けられる機会を保障している

	他部門との連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他部門職員等に対して要点を捉えた取次・案内ができる 2. 子どもの考え、係の考え、自分の考えを分別して説明できる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他部門と日ごろから情報交換できる信頼関係を構築することができる 2. 面接前後の様子のほか、担当福祉司等と行動観察結果に基づく支援方針の調整をすることができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談部門等、他の部門との調整を円滑に行うことができる 2. 相談部門等、他の部門との円滑な連携のため、縦割り思考に囚われず、日頃から良好な関係作りを行うことができる
施設運営	子どもの集団生活のマネジメント	<ol style="list-style-type: none"> 1. 集団生活が子どもに与える影響について説明することができる 2. 個別処遇と集団処遇それぞれの効果と留意点(注意点)を理解している 3. 集団生活におけるルールの設定目的について理解している 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 集団生活における各種ルールについて、その設定目的・理由を子どもに説明し、納得させることができる 2. 子どもの「荒れ」の兆候に気づくことができる 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの意見を尊重しつつ、その一時保護所が実現したい価値観・児童福祉の理念に照らして適切な集団生活上のルールの設定・改修ができる 2. 施設で設定する集団生活上のルールが実現しようとする価値観について職員に説明し、納得させることができる
	施設運営上の安全管理	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活場面での危険予測ができ、安全への配慮をすることができる 2. 地震等自然災害や火災発生時に子どもを避難場所等へ誘導することができる 3. 不審者を発見した場合は声掛けを行うことができ、声掛けの結果正当な来所理由であった場合は受付へ案内することができる 4. 安全に関してはすべてにおいて人命が優先されることを理解している 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 不審者侵入時の対応を主導することができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設内の安全管理箇所を特定し、点検項目を設定することができる 2. 犯罪を意図する者の施設内への接近・侵入を防ぐための危機管理施策、対応マニュアルの検討を行うことができる 3. 地域の関係機関と連携しながら施設周辺等における不審者情報を把握する習慣を身に付けている 4. 事故・災害発生時の情報収集手段、情報収集先の把握に努めることができる 5. 事故・災害発生時の避難計画を作成することができる 6. 防災訓練等を企画・実施することができる 7. 施設に犯罪予告・不審物等があった場合の対応を主導することができる 8. 感染症予防対策を主導することができる

以上